

# 死因究明に係る教育体制の広域拠点化事業

令和9年度要求・要望額

1億円  
(新規)

## 現状・課題

- 大学の法医学教室の常勤医師が1人以下である県が13県（令和7年5月時点）など、人材の不足が顕著であることに加えて、今後法医学教室の常勤医師の定年退職者に伴い後継者育成が滞る懸念。
- 大学における司法解剖等の実施件数は年々増加傾向である一方、法医を目指す人材の不足や大学の限られた財源の中で法医の常勤ポストの確保がしにくい状況。

## 事業内容

- 法医養成・確保に課題のある県において、法医学従事医師の確保について大学と協議を行うとともに、これらの県からの要請を受け、入学試験、学部教育、卒後の配置、育成まで一貫した法医養成の仕組みを構築し、これらの県における法医人材の長期的な確保・養成体制を強化しながら、成り手やポストの確保に向けた大学の取組を促進する。
- 法医学教室の体制が充実している大学が、脆弱な大学をサポートできるよう、全国的な拠点となり得る大学に教育専任教員を配置し、各県の法医学教室を担う人材を育成する広域の指導体制モデルを開発する。
- 拠点大学に配置される教育専任教員を中心に、課題のある他県の法医学教室の教育研究に出張指導や遠隔指導を行い、解剖実習の充実や法医学研究のサポート、指導体制の強化等に取り組む。

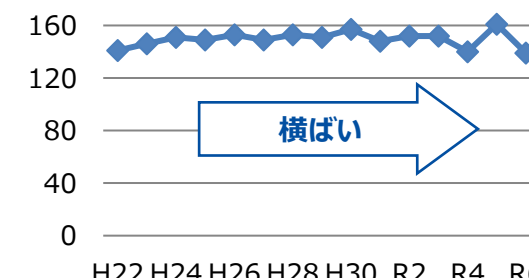
事業実施期間 令和9年～令和11年（予定）

件数・単価 4箇所×約25百万円 交付先 法医学教室を有する国公立大学

大学における司法解剖等の実施件数



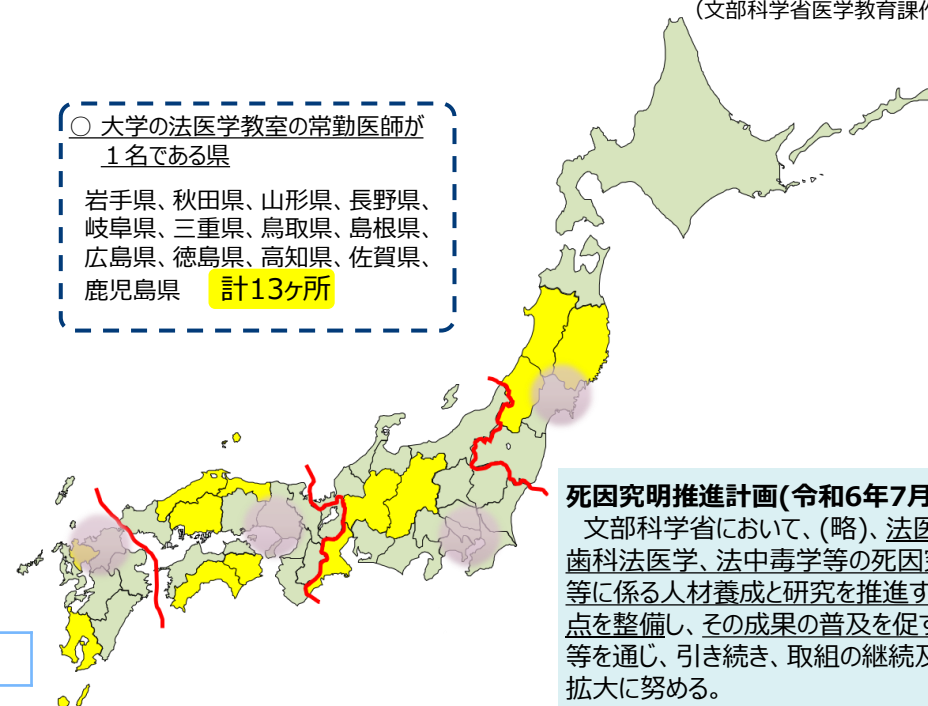
法医学講座の教員数の推移



(文部科学省医学教育課作成)

○大学の法医学教室の常勤医師が1名である県

岩手県、秋田県、山形県、長野県、岐阜県、三重県、鳥取県、島根県、広島県、徳島県、高知県、佐賀県、鹿児島県 計13ヶ所



## 死因究明推進計画(令和6年7月)

文部科学省において、(略)、法医学、歯科法医学、法中毒学等の死因究明等に係る人材養成と研究を推進する拠点を整備し、その成果の普及を促すこと等を通じ、引き続き、取組の継続及び拡大に努める。

## アウトプット（活動目標）

- 4拠点の先導的な指導体制の広域モデルを開発
- 法医人材の地域定着の取組を実施

## アウトカム（成果目標）

- 法医学教室の体制に課題がある大学の教育強化
- 法医の後継者育成の基盤の確立

## 長期アウトカム（成果目標）

- 死因究明の教育研究の質向上
- 司法解剖体制の充実

(担当：高等教育局医学教育課)